

11月～1月は市税などの 滞納整理強化期間です **ストップ!滞納**



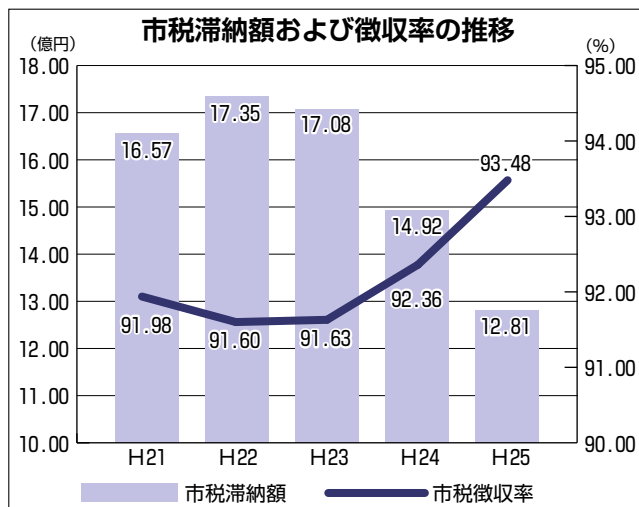
問/収納課 ☎463-2023、2040

市税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。税金の滞納は、期限内に納付している方との公平性を欠くものです。

そこで、税負担の公平性および税収を確保するため、本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

市税等の滞納状況(平成26年5月末時点)【前年比】

- 市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
約12億8千万円の滞納【約2億1千万円減】
 - 市税徴収率 93.48%【1.12% UP】
- 市では今後も滞納額の圧縮に努めます!



滞納処分の強化

地方税法の規定により「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされています。市では納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状や催告状を送付するなど自主的な納付をお願いしていますが、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金、給および不動産などの差し押さえを執行しています。平成25年度は、年間756件の差し押さえを執行しました。

納税コールセンターからの呼びかけを行います!

今年度も10月から「朝霞市納税コールセンター」を開設しました。コールセンターでは、市が委託した民間会社の専門オペレーターが市税などの納期限を過ぎても納付の確認がとれない方へ順次電話等で納付の呼びかけを行っています。

期限までに納められない人は納税相談をご利用ください

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、収納課にご相談ください。分割での納税の相談等もできます。

〈取扱税目〉

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

休日納税相談も開設中

日 時/毎月第1・3日曜日 午前8時30分～正午
※1月第1日曜日を除く。

税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です

●口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。

口座振替を希望する方は、各納税通知書に添付の口座振替依頼書か、収納課または市内金融機関の窓口にある口座振替依頼書に必要事項記入し、通帳届出印をご持参のうえ、市内金融機関窓口にご提出してください。

※ゆうちょ銀行にお申し込みの場合は、ゆうちょ銀行・郵便局の備え置き用紙をご利用ください。

※申し込みから最初の振り替えまでに1か月ほどかかりますので、余裕をもってお申し込みください。

●バーコード付の納付書は納付書発行日から1年間、お近くのコンビニエンスストアでも納付ができます。24時間いつでも納めることができますので、ぜひご利用ください。

※取扱店舗は、納税通知書の裏面に記載しています。

不動産を公売します

滞納処分により、差し押さえた不動産の公売を実施します。

公 売 日/11月4日(火)
入札時間/午後1時30分～2時
会 場/埼玉県川越地方庁舎
公売財産/土地付建物



※中止になる場合があります。



市税以外の滞納もストップ!

問/収納課 ☎463-0186

「保育園保育料」、「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」については、収納課が滞納債権の徴収事務の一部を担当課から引き継ぎ、徴収強化を図っています。

また、法律上市が直接差し押さえることが認められていない「学校給食費」については、滞納額が多く支払いの意思が見出せない未納者に対して裁判所に支払督促の申立てを行い、そのうち支払督促にも応じず、相談のなかった方には強制執行の申立てをしました。

※支払督促とは…申立人(市)からの申立てに基づいて、裁判所書記官が相手方(未納者)に対して金銭などの支払を命じる手続き